

省エネ法 住宅事業建築主の判断基準

基準一次エネルギー消費量一覧
用途別一次エネルギー消費量算定用シート
基準達成率算定シート

ver.1.1

2010年03月版

「基準一次エネルギー消費量一覧／用途別一次エネルギー消費量算定用シート／
基準達成率算定シート ver1.0 (2009年3月版)」からの変更点

(1) 「3. 用途別一次エネルギー消費量 算定用シート」のうち、各地域の「(A)暖房設備の一次エネルギー消費量」について、以下のように記述が訂正・追記されています。ただし、一次エネルギー消費量の数値に変更はありません。

- ・ 地域の説明文中、「全居室を連続的に」と表記されるべきであるが「居室を連続的に」と表記されていた箇所を、「全居室を連続的に」に訂正

- a、 b 地域の表中、「(a-2)住宅全体または全居室を連続的に暖房する場合」を「(a-2)住宅全体を連続的に暖房する場合」に訂正

- 電気蓄熱式暖房機の条件である「有効蓄熱効率」を「蓄熱効率」に用語を訂正（条件そのものに変更はありません）

- 電気温水暖房（ヒートポンプ式）に注釈「温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機の場合に適用。給湯機能と温水暖房機能を有する電気温水器（ヒートポンプ式）の場合は適用しない」を追記

- 電気ヒーター式床暖房に注釈「床暖房の敷設率が75%以上、床の上面放熱率が90%以上の場合に適用とする」を追記

- 上記 に伴い、以降の注釈番号を修正

(2) 「3. 用途別一次エネルギー消費量 算定用シート」のうち、各地域の「(B)冷房設備の一次エネルギー消費量」について、以下のように記述が訂正されています。ただし、一次エネルギー消費量の数値に変更はありません。

- ・ 地域の表中、「(b-2)住宅全体または居室を連続的に冷房する場合」を「(b-2)住宅全体を連続的に冷房する場合」に訂正

(3) 「3. 用途別一次エネルギー消費量 算定用シート」のうち、各地域の「(C)給湯設備の一次エネルギー消費量」について、以下に示す下線部分が更新されています。ただし、一次エネルギー消費量の数値に変更はありません。

- 電気温水器（ヒートポンプ式）の注釈「温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率（APF）3.0 以上の場合に適用。・・・以下同文」を更新

(4) 「4. 基準達成率算定シート」の様式を最新版に差し替えています。ただし、報告内容に変更はありません。

目 次

1 . 住宅事業建築主の判断基準における地域区分	1
2 . 基準一次エネルギー消費量一覧	5
3 . 用途別一次エネルギー消費量 算定用シート	7
(1) a地域	8
(2) b地域	11
(3) 地域	14
(4) 地域	18
(5) a地域	22
(6) b地域	26
(7) 地域	30
(8) 地域	34
別表 熱損失係数 (Q 値) と夏季日射取得係数 (μ 値) 参考値 ..	37
4 . 基準達成率算定シート	39
1) 様式 1	40
2) 様式 2	41
3) 様式 3	43

